

徳島県告示第二百二十七号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十七条第一項の規定に基づき、知事指定薬物の指定の効力が失われたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和六年五月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 知事指定薬物の名称等

化学名 （ハR）・N、N・ジエチル・六・メチル・一・「（チオフェン・二・イル

）カルボニル」・九、十・ジデヒドロエルゴリン・八・カルボキシアミド（通

称 一T・LSD）及びその塩類

二 効力が失われた理由

一に掲げる知事指定薬物は、条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至ったため

三 効力が失われた日

令和六年五月十一日